



# 資料編

## 1 常滑市子ども・子育て会議設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援に関する事業について、ニーズに即した効果的かつ効率的な運用を実施するにあたり、子ども・子育て関係者等から広く意見を聴取するため、常滑市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事項を処理すること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事項を処理すること。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画に関する事項を処理すること。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

(組織)

第3条 会議は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第6条第2項に規定する保護者を代表する者
- (2) 事業者を代表する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 会議に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、福祉部こども課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

2 平成25年度において委嘱した委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則（平成27年6月17日要綱第26号）

この要綱は、平成27年6月17日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

## 2 常滑市子ども・子育て会議委員名簿

【任期 平成31年4月1日～令和3年3月31日】

	氏名	摘要
会長	山口 静	とこなめ子育て支援協議会会長
委員	川畑 理恵	常滑市小中学校PTA連絡協議会副会長（母代）
	竹中 初美	幼稚園PTA会長（常滑幼稚園）
	百田 理奈	保育園父母の会代表（瀬木保育園）
	福上 道則	民間認定こども園代表（風の丘こども園）
	磯部 友孝	民間認定こども園代表（こども園あるこ）
	菅田ミサト	民間保育園代表（SAKAI保育園）
	山下 圭一	常滑市社会福祉協議会事務局長
	山田 尚美	幼・保育園代表園長（瀬木保育園園長）
	中村 宏子	子育て総合支援センター所長
	入山佳代子	福祉部健康推進課長

事務局	古川 陽平	福祉部こども課長
	中野 高子	福祉部こども課指導主事
	空 みどり	福祉部こども課課長補佐
	大崎 美紀	福祉部こども課主任主査